

障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて（補足説明）

第2回障害者福祉専門分科会（10月20日）において、「障害児保育所等利用者負担額補助金について、平成29年度をもって廃止する」方向をお出しいただきました。

その後、平成29年12月市議会定例会において「障害児の保育料補助の見直し」についての質問があり、市長及び保健福祉部長からお答えしました。その経緯と見直しの方向性について、補足して説明します。

1. 新たな論点

① 保育の現場での対応と障害児福祉の現場での対応に差があるか。

保育の現場では、医師の診断書等がなくても、支援・加配が受けられるよう検討する段階であるのに、保健福祉部がここで後退してしまうようでは意味がない。

② 市の補助対象範囲と国の軽減対象範囲との差を市が補てんすべきか。

国の軽減対象の「年収がおおよそ360万円未満の世帯」は、市独自に設定している上限に不足する。その分を市が補てんする姿勢で考えるべきではないか。

2. 考察

① 制度上の相違はあるものの、基本的な考え方は同じ方向である。

ア. 保育

- ・保育の現場：保育所等で、特別な支援が必要な子どもに係る保育士の加配等の判定基準は、身体・療育・精神の手帳、医師の診断書、関係機関の意見書により行っている。今後、基準以外の加配についても調査研究していく方針。
- ・保育料：加配対象の子どもの世帯の保育料が軽減されるものでない。

イ. 障害児福祉

- ・障害福祉の現場：手帳の有無にかかわらず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められる児童を対象に支援を行っている。
- ・手当・給付：国の手当制度は法令に基づく。市単独給付は、手帳所持又は国の手当受給者等を対象としている。

② 市単独事業は見直しが必要である。

ア. 市単独事業のあり方

- ・市単独事業は国の制度を補完するために実施しているが、相当以前に創設されたものが多い。国の障害者支援制度が充実し、障害者を取り巻く環境が変化する中、限りある予算を有効に活用するためにも、市単独事業を見直し、「継続するもの・改めるもの・廃止するもの」と仕分けすべきと考える。

イ. 廃止する場合の措置

- ・様々な障害者施策をはじめとする支援策を理解いただく中で、必要な相談に応じる。

3. 市としての方向性（結論）

長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会で2回にわたり調査審議いただいた意見を尊重し、市としての意思を決定いたします。